

関西大学大学院会計研究科

2006 年度 A 日程素養重視方式 入学試験問題

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 12 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分です。試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

配布された予算委員会の審議（一部、改作しております）を読んで、以下に答えなさい。

（１）前半の産業政策に関する論点につき、委員（野党）の質問とそれに対する政府の答弁から、両者の見解の異同が明確になるように要約しなさい。

（２）後半のエネルギーに関する論点につき、委員（野党）の質問とそれに対する政府の答弁から、両者の見解の異同が明確になるように要約しなさい。

（３）あなたは、産業政策とエネルギー政策の双方を貫く「委員（野党）の主張」か「政府の主張」のいずれを支持するかを明確にした上で、あなたが支持した立場から「日本の独立性」を詳しく論じなさい。

解答にあたっては以下のように見出しの形式を整えてから記述しなさい。

（１）

- ① 委員（野党）の見解（以下、簡潔に要約）
- ② 政府の見解（以下、簡潔に要約）
- ③ 両者の異同（以下、簡潔に要約）

（２）

- ① 委員（野党）の見解（以下、簡潔に要約）
- ② 政府の見解（以下、簡潔に要約）
- ③ 両者の異同（以下、簡潔に要約）

（３）

- ① 支持する見解
「委員（野党）の見解を支持する」又は「政府の見解を支持する」と明記する。
- ② 「日本の独立性」について
 - ②-1 : 「委員（野党）の見解」における「日本の独立性」（以下、簡潔に要約）
 - ②-2 : 「政府の見解」における「日本の独立性」（以下、簡潔に要約）
 - ②-3 : 「日本の独立性」に関する意見（以下、詳細に論ずる）

配布資料

第 162 回国会 予算委員会 第 20 号 (平成 17 年 3 月 2 日 (水曜日)) 第 20 号 平成 17 年 3 月 2 日 (水曜日) 会議録 (部分。固有名詞は記号化する等一部改作しております。)

○A 委員長 次に、T 君。

○T 委員 私は、民主党の立場から、特に今、日本における企業そのものが、先ほどお話がありました外資の問題、企業買収を初めとする M アンド A、いろいろなことを含めながら大変厳しい環境になりつつある、こういうことを冒頭に申し上げておきたいと思います。

審議の関係がございますので、最初にデータを若干確認しておきたいと思っております。

最近 3 年間、外資が日本企業を買収した件数、金額はどうなっているのか。さらに、製造業の占める割合はどのぐらいになっているのか。そのうち、中国、台湾、韓国の企業が日本の企業を買収した件数と金額もあわせてお述べいただきたいと思います。

○I 政府参考人 我が国国内に対します直接投資につきましては、外為法上、報告あるいは届け出という形で計数を把握しているわけですが、外為法におきまして把握しております対内直接投資等は、例えば、上場会社等の株式の取得のうち当該会社の出資比率が 10% 以上になるもの、あるいは、期間が 1 年超で 2 億円相当額を超える貸し付け等でございます。必ずしも企業を買収とは直接結びつかないものも広く対象としております。

したがって、ただいまお尋ねがございました日本企業を買収の件数というものについて確たることは申し上げられませんが、対内直接投資の報告について計数を申し上げますと、過去 3 年間で我が国への対内直接投資は、4,393 件で 6 兆 4,803 億円でございます。このうち製造業が、件数でいいますと 15%、金額でいいますと 25% を占めてございます。

また、中国、台湾、韓国からの対日直接投資の件数、金額でございますが、これは製造業ということではなくて全体でございますけれども、過去 3 年間、平成 13 年度から 15 年度までで、中国からは 71 件で 10 億円、台湾からは 66 件で 227 億円、韓国からは 112 件で 99 億円というふうになっております。

○T 委員 確かに、このような形の中で、日本に対する外資がじわりじわりと押し寄っているわけでありませう。

総理は、こういう問題を含めながら、インベスト・ジャパンとあって、外資を、対日投資を歓迎する、こういう表現を使っておりますし、また、日本のよき雇用慣行を破壊するような投資や日本の技術を盗みに来ているような投資、あるいは最近の X 社等のような問題等々を含めて利益を中心とするような問題、企業解体を初めとするあらゆる問題を含めて、外資の歓迎ということが、想定をすると、日本の本来の企業の長い間の歴史と伝統と文化が今崩壊をするのではないかと、このように心配しているわけでありませう。

そういう中で、先般来、今のように心配したものですから、RCC (*) の買収債権のう

ち外資に買収された件数、全体に占める比率につきまして公表する資料は全然現在ありませんので、金融庁に問い合わせましたところ、提出は難しいということ。あるいはまた、産業再生機構が再生を引き受けた件数について、資産や株式の売却の際、入札に外資が応札した例などを公表してほしいということを申し上げましたが、これらについても難しいということで、ある面では外資が秘密裏にだんだん日本に押し寄せてくるような状態が、今の日本の現状で、そういう環境があるわけでありませぬ。

少なくとも、日本という国が、戦後今日に至るまで、物づくりを初めとする製造業がこの日本の発展を築き上げてきたわけでありませぬけれども、そういう中で、現在、外資によるあらゆる問題が日本に押し寄せてきているというのが現状であります。このことを総理はどう考えられ、どう対処しようとしているのか、冒頭にお伺いしたいと思ひます。

○K内閣総理大臣 私は、外資が日本国内に投資をしてくれるということは、今後、警戒論が今まで強かったわけでありませぬですが、むしろ歓迎すべきことではないか、外資警戒論よりも外資歓迎論という姿勢をとるのも大切なことではないかということで、インベスト・ジャパン、5年間で外資の対内投資を倍増させよう、そういう目標を立てて、警戒論から歓迎論という姿勢に転換すべきだということを申し上げておひます。

日本の企業も各国に進出して投資をしておひます。先進国諸国の状況を調べますと、外資の対内直接投資、日本に対する投資は極めて低い、倍増しても依然として最下位、もう格段におくれているわけでありませぬ。

外資にとって日本の市場が魅力ないものでは、日本の経済は活性化しない。外国の企業にとっても、日本の市場というのは魅力的なものである、投資をしてみたいなと思ひするような市場にしていかなないと今後の日本の経済の発展はあり得ないという観点から、そのような目標を立てて進めているわけでありませぬ。

その際には、日本の安全を脅かすとか、あるいは特別の配慮が必要という場合にはそれなりの規制は必要でありませぬですが、基本的に、外国企業にとっても日本の市場は魅力あるものにしていかなきゃならないという観点から、今投資は少な過ぎる、どの国も、投資をしたいと思ひするような国にならない限り発展しませぬ。

私は発展途上国の首脳とよく会談しますけれども、日本の企業、ぜひとも来てください、来てくださいという陳情なり要請を受けませぬ。その際にも言っているんです、日本の企業が進出しやすいような投資環境をあなたの国もつくってくださいと。

そういう観点からいへば、先ほどY議員が言われたように、日本も、アメリカから言われるまでもなく、透明性を確保する、市場原理の原則を重視する、公正競争ができるような環境を整備するというのは、アメリカに言われるまでもなく日本自身が整えていかなきゃ、これからの経済発展はあり得ないと思ひます。

そういう観点から、私は、外資警戒論から、余りにも低い今の外資の国内投資を見ると、外資歓迎論をとってもいいのではないかと基本的に思ひておひます。

○T委員 総理のその発想は評価をする部分と、もう1つは、例えば、今アメリカの例を出されましたけれども、アメリカが、先般、中国の企業、Y社のパソコン事業部の買収のときに、それを、アメリカの政府が、国益を損なうからという形でストップされた、これが現実であります。こういう形のもので、アメリカは、不法な技術の流出をふさぐ意味でエクソン・フロリオ条項(**)というものがあって、そして具体的にこのことについてしっかりと精査をする、何でもかんでも、海外を初めとするそういうことに。日本の場合、何もありませんよ。無防備なんです。あるならば、外為法ぐらいであります。

ですから、先ほどY議員が言っているのも、こういう点では、はっきりとした、日本の国益を損なわないように、外資が入ってきてもそれに十分対応できるような法体制が必要だろうと。

極端なことを言えば、企業間のスパイの問題、スパイ防止法があるわけでも何でもなし、いろいろなことを含めながら、日本がむしろ無防備の中でやられているというところに、総理が本当にウエルカムで外資歓迎ということであるならば、まずその基本的な部分の防御をしっかりとした上でやっていかないと、この国の技術も何も、今そういう傾向があるんです。技術も、経験も、特許も、すべてそういうところに行ってしまったならば、この日本の技術は、日本のこれからの将来はどうなっていくのか。そういうところが不安だから申し上げているわけであって、総理が言っているところについての、外資についてすべてノーと言っているわけじゃありませんので、まずそういうものをしっかりと整えた上で何事も僕はやるべきじゃないかな、このように思いますが、総理、どうですか。

○N国務大臣 外資を日本に呼び込むことについては今総理から御答弁がございました。日本は何でもかんでも、あらゆる企業について、いわゆる外国から投資、買収してもいいよということではないことはT委員も御承知のとおりでありまして、今も御発言ございましたように、外為法あるいは個別業法で、例えば航空機、あるいは宇宙開発から農林水産業に至るまで列挙しておりますので、そういう意味では、国益を損なうものにつきましては外資規制というものはあるということは御承知のとおりだと思います。

他方、今、いわゆるエクソン・フロリオ条項に基づいて、これは国防生産法という法律に基づいているんだそうでもありますけれども、Y社のパソコン部門については、今アメリカの政府部内で、これがフロリオ条項に抵触するかどうかということを検討しているやに聞いております。

○T委員 大臣、私なぜそういうことを申し上げるかということ、最近の、整理回収機構、RCCの問題等々含めて、そういう外為法やいろいろなところをくぐり抜けて、日本の今のこのRCCが、あらゆるところがそういう形になってきちゃっているでしょう。

例えば、何回かお話ししたことがありますけれども、日本のゴルフ場はどうですか。日本の旅館がだんだんそういう形で外資がほとんど入ってきている。そしてまた、今改めて、物づくりを初めとする製造業はそうされている。現実にはそうですから。先般も、ライブド

アのような問題も申し上げました。

しかし、そうではなく、もっと、今、日本がなぜ景気がいいところと悪いところ、そして、よくなっても、現実問題として原材料が高騰して、鉄が上がり、石油関連が上がる。そういう中で、例えばZ社を見てください、今これが、逆に外資によって買収されようとしているんですよ。それは確かにZ社そのものが、不良資産といいますか回収の関係で、そういうところも含めながら、しかし、日本は鉄鋼材がもう十倍も値上がりしているでしょう。そしてなおかつ、そのときとZ社の現状というものは違うわけでありまして。

しかし、この国の政策がはっきりしていれば、むしろ外資はここに手を出すような状態がなくなるだろう。あらゆるところでそういうところが日本に押し寄せてきているわけですから。そのことを私は心配しているんです。国策としてしっかりしたものをつくっていないと日本の産業というのはおかしくなってくる、こういうことですよ。

ですから、今鉄鋼の問題を申しましたけれども、日本には鋼材がないわけですから、ほとんど輸入。しかし、せめて、あるものだけでもしっかりと守るようなことをしていかないと、私はこの国の物づくりというのはやがて崩壊してしまうのではないかと、そんな心配があるから今申し上げているわけでありまして、そのことについて、経産大臣ですか、これは。

○N 国務大臣 今、T 理事からは、企業そのものの話と、それから技術、物づくりというお二つ、御質問があったと思います。

企業そのものについては先ほど御答弁をさせていただいたということで、法制度がございまして、もちろん、これは仮定の話でありますけれども、今後また充実を、当然、必要があればしていかなければいけないと思っております。

それから、いわゆる技術あるいは知的財産についても、正直言って数年前までは日本は本当に法制度が充実していなかったわけでありまして、T 委員に大変御指導いただいて、平成 15 年のあの不正競争防止法の罰則強化、刑罰の導入というものも充実いたしましたし、今国会におきましては、さらにまた強化する改正案を御審議いただくことになっているわけでありまして。

アメリカにおいては厳しい産業スパイ法というような法律等々があるわけございまして、日本がこれから生きていくのは、まさにT 委員御指摘のとおり、物づくりという、人を中心にした技術国家としての発展しかないというふうに思っておりますので、その発展のインセンティブになるためにも、また、成果がきちっと守られるためにも、そういう知的財産等の諸権利をきちっと守っていくように、さらにまた我々も努力していかなければならないというふうに考えております。

○T 委員 やはり国家戦略を持って日本の産業政策を打ち出していけないと、中国は、確かに、日本の空洞化という形の中で日本の企業がぼんぼん進んでおります。中国抜きにして日本の経済は語れないぐらい今行っておりますけれども、しかし、将来、本当にそれで

いいんだろうか。技術を持ち、特許を持ち、資金まで持って向こうに行つて、やがてそれが制度上の、極端なことを言えば、みなし課税でもがんとかけられたら、全部引き揚げてこなきゃいけない状態が出てくる。

こういうことを含めて、やはり日本の技術、特許、もう少し大切にしていかなきゃいけないし、もう1つは雇用という問題。外資がぼんぼん入ってきて、日本の雇用環境なり長年培ってきた問題というものが、今外資が入ってきてそれが受け入れられるかどうか。年功序列型はもう変わってきているにしても、あらゆる、労使協調の問題とか、そういう形で今日まで日本という産業が成長してきたと思います。

ところが、今のような形の中で、極端なことを言えば、利益中心主義でいったならば労使協調なんというのはあり得ないことでありますから、そういう環境にじわりじわりと来て、日本の産業全体がボディーブローとしてそれが今ききつつあるということを私は心配して申し上げているわけでありますから、日本のこれからの産業、日本の経済を守る意味でも、このことをはっきりしておかないといけないと思います。ぜひこれについての考え方をお伺いしたいと思います。

○N 国務大臣 基本的にT 理事のおっしゃるとおりでございます。我々も、そういう意味で、人、物、技術といったものを守っていく。そしてまた、これは、一義的に企業自体あるいはまた民間の活動自体がいろいろな防衛策を講じておられるということも承知しております。

例えば、今どんどん、一時期は、海外、中国等に出てまいりましたけれども、コア技術の流出を防ぐために、むしろ企業が日本に戻ってきて、そして日本の中で優秀な人材を生かしてコアの技術をブラックボックス化して、極端に言えば特許すらとらないでずっとブラックボックス化するというようなこともあります。

人材も、流出して行って、そしてまた向こうで頭の中のデータをベースにして、何か似たようなものあるいはもっといいものをつくられてしまつては大変なことになるわけでございます。この辺はなかなか難しいのでございますけれども、先ほど申し上げました不正競争防止法等でこれからまた御審議、御指導をいただきたいと思っております。

まさにいろいろな諸施策をこれからも、国家戦略についてのT 理事の御指摘は当然の御指摘でございますので、そういう観点から我々としてもさらにやるべきことがあればきちっと対応していかなければならない。これはある意味では、企業同士あるいはまた国家同士の競争でございますから、競争の中で、不正な行為、あつてはならない企業買収等は厳に我々としても対抗していかなければならないというふうに考えております。

○T 委員 ぜひ、この国の今の状態、そして今の置かれている環境、十分いろいろなことを総理も存じていると思います。しかし、この国の今歴史が侵されようとしている、これが一番私は心配しているわけであります。

やはり、培ってきた技術、培ってきたいろいろな環境、こういうことを含めてしっかり

とした、資源がない日本なんですから、そういうことを含めて技術や人を大切に、これから、外資も大切でしょう、しかしそのことを前提として法の整備をしながら、十分対応できるようなことをしてほしい。総理、その考え方について、短くて結構ですから、述べてください。

○K内閣総理大臣 ただいま経産大臣が答弁されたように、不正に技術が流出しないような法案というものも今国会に準備しているということを聞いております。

また、日本の国策にとって重要な保護の問題についてどのような規制が必要かという点については、よく議論をして、外資歓迎論と、そして日本の国内が混乱しないような、そういう両立を図るようなきちんとした法整備が必要だという点については私も同感でございます。

○T委員 次に、私は、日本のエネルギー問題。すなわち環境については、京都議定書を初めとするCO₂ 対策がいろいろな形で議論をされる。しかし一方、エネルギー問題は、この環境を実現するためには、かねて、クリーンエネルギーなりそういうことが述べられ、要求されておりました。

しかし、現実には、この京都議定書を守るためには、あらゆることを検討しても、やはり最終的には原子力エネルギー、これに頼るところが大である、こういうことであつたわけでありますが、その計画が、実現するためには少なくともあと10基から13基つくらなければいけない、こういうことであつたわけですが、今はむしろ後退をしている、これが実態であります。

中でも、この京都議定書を実現するために、CO₂ 対策。原子力が現在あらゆるところで、事故があつたことも事実でありますけれども、しかし、過度な要求、いろいろなことをされたり、あるいはいろいろな心配をされたりしながら停止されていることも事実であります。

ところが、一方においては、この3年間において、化石燃料を中心として、日本の需要に賄うような形で供給をされてきた。そして、6%の京都議定書を今はるかに、8%台までいった、これが現実であります。ところが、その結果、いろいろなことを調べてみますと、原子力が休止をしている関係で5%ぐらいその影響が出ている、こういうことでもあります。

一方においては、化石燃料そのものが、私は、日本における全体的な、今、石炭、石油を初めとする、これが全体で40%台ですから大きいわけでありましてけれども、電力の自由化という名のもとに、化石燃料に反面頼ることが大きくなってきている、これが実態だと思えます。

そういう中で、例えば、私は、このCO₂ 対策の中で、京都議定書をしっかりこれから実現するんだ、あるいは、地球の環境をいろいろなことを含めて守るんだ、こういうことも大切であろうと思えますが、そのために、電力の自由化という名のもとに、例えばこの国会も含めて、役所の電気が今どうなっているか、全部調べてみました。これは今、化石

燃料による低価格の電力が使用されている。これが実態なんですよ。東京電力を初めとする原子力のエネルギー、ここには来ておりません、価格的に見ると。これが実態なんです。

私は、京都議定書を一方実現しなきゃいけないということであるならば、せめて公的なところぐらいは、民間はそれはいろいろな形でそれぞれの経営の考え方がありますから、公的なところはそのぐらいは使用しなければいけないんじゃないか。ところが、会計法がある。こんな形で、それならば、では、この京都議定書を調印しながら、これはこのままでもいいのか、こうなってくると思います。

ですから、矛盾したやり方を今行っているわけでありますけれども、このことはどうクリアをしていくのか、まず教えてください。

○N 国務大臣 京都議定書の目標達成のために地球温暖化対策大綱で、今、T 理事おっしゃったように、原子力発電所が非常にクリーンで安定的なエネルギーを供給するというところで、2010 年までに、これは計算の仕方によって若干違いますけれども、10 基から 13 基を新設するというのがこの目標達成に必要であるという目標を立てたわけでございますけれども、現実には、既存、新設含めて 5 基ぐらいしかめどが立っていないのが現実でございます。

そういう意味で、T 委員おっしゃるように、原子力発電というものは、まず安全性という大前提があって、そしてまた、地元を初め国民の皆様の御理解というものが大前提でございますけれども、その上に立って、温暖化対策のためにも大きな貢献を果たすエネルギーであるというふうに思います。

今、プラス 8% という最近の数字の御紹介がありましたけれども、これは、昨年、1 昨年と例の原子力発電所がストップしたことが、はね上がっている原因の 1 つにもなっているわけでございますので、そういう意味で、先ほど申し上げたように、安全性、御理解というものを大前提にしながら、私は、基幹エネルギーの 1 つとして、温暖化防止にも貢献する原子力発電所を 1 つ 1 つ着実に進めていくことが大事なことだろうというふうに考えております。

○A 委員長 大臣、国の施設を化石燃料でいいのかという質問がありました。

○N 国務大臣 失礼しました。

国の施設につきましても、経済産業省を初め多くの施設につきましては、いわゆる入札によりましてできるだけ安いエネルギーを、これは化石燃料が中心ではございますけれども、やっているわけでございます。

化石燃料を脱却という 1 つの方向性への御指摘でございますけれども、例えば新エネをもっと活用するとか、そういう意味で、政府機関においても委員御指摘のような方向というものは、国民のある意味でコンセンサスの中の 1 つの手法として我々もこれから引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○T 委員 いずれにしても、こういう形で、環境問題が私は一貫した政策でなけりゃいか

ぬと思うんですね。今のように何か非常に苦しい答弁をしていたって、現実問題として役所が使っているのは化石燃料を中心とする安い、悪いとは言いませんよ、安いものを使ってやっているわけですから、そういう点で矛盾しているやり方。環境大臣、どうですか。

〇〇国務大臣 京都議定書の目標達成ということにおきましては、例えば業務部門、オフィスビル、これには自治体も含まれますし、霞が関も入るということでございます。

環境省として、隗より始めよということで、CO₂の排出量の少ない燃料電池の導入をことしの夏から始めようということにいたしております。また、総理官邸の方でも燃料電池そして風力発電などを取り入れるということで、まずはそれをモデルケースとしてもやっていきたい。

ただ、霞が関全体ということに関しましては、これから、グリーン購入というものがございませうけれども、発電に伴う温室効果ガスの排出量が少ないといったような要素を加味した電力の購入方式、こういったものを関係省庁と連携いたしまして早急に進めるべきではないか、このように思っております。

〇T委員 皆さん、本当にきれいごとばかり言っているんですね。例えば、総理、よく聞いてください。原発1基をつくるに当たって、キャパシティー、容量ですね、それから費用、大体3,000億ぐらいが原発1基です。それで、では極端なことを言えば、それに相当する、今お話のある太陽光を考えてみますと、どのぐらいかかるかということ、太陽光だけでも、1基分で21,875基必要だ、費用が大体7兆円ぐらいかかる。こういうことが試算で出ております。あるいは風力発電、大体4,000基ぐらいかかります。原子力1基について4,000基ぐらい、それで費用は約2兆円ぐらいかかる。こういうことが試算で出ております。

あるいは、これを太陽光の家庭用にしますと、1基分で、業務用と家庭用を分けて考えていきますと家庭用はもっとコストは低いですがけれども、そういう形で、この投資、今の形の中で、それは単なる比率はいかぬと思っておりますけれども、原子力発電の1基のものというのは、太陽光なり風力発電、クリーンなエネルギー、同じクリーンであります、そのぐらい違う。

一方は、石油や石炭を使ってその補完をしているわけでありませうけれども、今の太陽光あるいは風力発電は、現実に需要と供給が間に合わない。これが実態でありますから、やはり、きれいごとを言うのも私は1つの方向性としてはいいと思っておりますけれども、いかにこれを実現できるか、そのためには、1つには、安全、安心ということが述べられるんだろうと思っております。

そういう点で、今、これは財務省の方にも関係あるわけですがけれども、例えば、この安全の問題等々を含めて、地元の協力、地方自治体なり設置の協力を得るためには、電源3法とかいろいろなことがあります。そういうことを含めて、時代とともに変わってきている、ひもつきになっている。電源3法だって、使う用途が全部決められております。

こういうことを含めて、一方においては、地方自治体の設置のところの協力がなければできない。しかし、本来は国の政策ですよ。ですから、地方自治体の協力、極端なことを言えば、民主主義ですし、いろいろなことが現実にはなればできないわけですけども、国の政策ですから、もっと明確にしなければいけないだろう。

特に、時代とともに変化をする問題の中で、今のようなことを含めて、例えば国の安全規制の充実の問題、あるいは原子力の防災等の問題があります。こういうことも含めながら、それぞれ原子力にまつわる地方自治体が心配している。あるいは、設置をしているために、テロ対策が十分なのか、十分じゃないと思います、それぞれの地区で考えてみますと。あるいは人材の確保と育成、国はそういうところにどれだけ力を入れているのか。ある面では、それは全部、業者任せといいますか、事業者任せになっております。

こういう形、電源3法にしても、ひもつきでありますから自由に使えない。時代は変わってきているんですから、それぞれの自治体に合ったようなことを、こういうことを含めて、それぞれの地方自治体にこれは関連するわけでありますから、総務省が自治体を管轄していると思いますし、電源3法の関係の使い道については財務省が関係すると思うし、トータルとして、こういう問題についてどう対処されて、このエネルギー1 つとってもこういう問題が、縦、横、斜めの関係があるわけでありますから、このことをどう皆さん方が対応されているのか、お聞きしたいと思います。

○G 国務大臣 今、電源3法の関係で私を名指しでおっしゃいましたので。

電源3法、特会のあり方、私どももよくよく相談をしまいたいと思っておりますが、私もかつて原子力委員長も務めさせていただきましたので、原子力発電の重要性は十分認識しているつもりでございます。

○S 国務大臣 これは、今おっしゃったように、風力発電にかかるコストと原子力発電所1 個のコスト、同じ出力を出すに当たって、この計算をイニシャルコストだけで言われましてけれども、後のメンテナンスするときに当たりますメンテナンスコストは、たしか風力発電の方がかなりかかりますよ。その計算もしていただかぬと、実際に、最終的な1 キロワット当たり幾らでできるかという話は、そのコストも計算されるとさらに違いやしませんかね。

私は、日本の場合は風が一定しませんものですから、あそこのギアのシャフトがよく壊れるというのが、これはだれでも、あの種の製造業をやっておられる方は皆知っておられると思うんですが、そこのところが一番、ほかの外国の場合に常に一定の偏西風が一定の風力で吹いているところと全然日本の場合は違うという点も計算いたしますとさらに差がつくという意識がありますので、原子力というものの安全性の確保の上にも、当然のこと、配慮するにしても、コストというところは非常に大きな配慮を払わねばならぬところだと思っております。

○N 国務大臣 いわゆる化石燃料重視からの脱却という方向性については御指摘のとおり

でございます、そもそも日本はいろいろなエネルギーを活用していかなければならないということ、それから環境とエネルギー、あるいは環境と経済との両立というものも当然考えていかなければいけないわけでございます。例えば、御承知のとおり、9 電力では原子力発電エネルギーはもう3分の1ぐらいでございますし、また新規の事業者については、微々たる数字ではありますが、いわゆる新エネを徐々に導入しておりますし、例のRPS法(***)の目標もでございます。

そういう意味で、今後も新エネ等々を原子力も含めてやっていくことが、エネルギー政策あるいはまた環境政策からも非常に重要なことだと思います。

1つ具体的な例を、ちょっと宣伝めいて恐縮でございますけれども、3月25日から始まります愛・地球博の2つの日本館のエネルギーは外部電力を一切使っていないわけでございまして、太陽光と、会場施設内で出るいわゆるごみから発電するエネルギーで自賚いをするというのも1つの売りでございますので、ぜひ委員の先生方も愛知万博にお越しただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

〇T委員 総務大臣、今、それぞれ町村合併がされる等々含めて、今のような電源3法等についても、町村合併しますと、今まで関係ないところと一緒になるわけですからそういう心配も出てくる、こういうことでありますので、そういう地方自治体の協力がなくてこれができないということであれば、そういうところに配慮をしていく。

経産大臣、あなたに申し上げて返事が来ていないわけですが、返事は要りませんけれども、ただ、やはり人材教育というものをしっかりしておかないと、これは今はどちらかという事業者任せっ放し。ですから、これは国を挙げて、国のエネルギー政策であるならばそういう点での人材育成もしっかりとしていかないと、本来のエネルギー政策になっていかないと思いますよ。ですから、このことをしっかりと対応してほしい。

今、原子力の話をしましたけれども、もう1つの問題は、我々が日常使っている自動車の問題だと思います。これもほとんど化石燃料に頼っているわけでありまして。

ところが、どうでしょう皆さん、電池自動車にしてもまだ普及が、それは一部国の省庁の中では使っておるということでもありますけれども、高くて一般大衆がこれは買えないわけでありまして。やはり今使っている自動車と同じような値段にする努力をすることは、民間に任せっ放しじゃなく、これは1つの産業革命として国を挙げてやるべきじゃないかな、そんなふうに思っておりますけれども、具体的にこれは総理にお伺いしましょうか。

産業革命として、今の自動車に対する、燃料電池等々含めて開発はされておりますけれども、実用段階では現実一般の人は手が届かないわけでありまして、それを国を挙げてやるべきじゃないか、結果として日本に新たな産業革命が起きるんじゃないか、私はこんな考え方を持っているわけでありまして、この辺について。

〇N国務大臣 総理の強い指示で、我々の車は全部低公害車にかわっているわけでございまして、これをもっと普及するというところでございます。

確かに今は高いというのが現実でございますけれども、低公害車を含めて、環境に優しい、そしてまた、私なんかはいわゆるハイブリッドの車に乗っておりますけれども、要するに、高いというものについてどんどん値段を下げていかないとやはり国民に広く普及していかないという御指摘はもっともなことでございます。

これは売れば価格が下がるということも経済原理としてはあるのかもしれませんが、やはり国としても、こういう化石燃料からの脱却、あるいはまた環境に配慮したエコカーのようなものの普及については、我々としても当然普及のための努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○T委員 確かに普及すればいいんでしょうけれども、原価が高いからなかなか買えないわけですから。やはりそのことを含めて、みんなそれぞれ役所は使っても、一般のところはなかなか使えない、結果として、環境に優しいといたって優しくないわけですから、そのことを国策としてやることによって新たな産業革命が生まれるだろう、私はこういうことを申し上げているわけであります。

これは総理が非常に関心をお持ちのようですから、総理に答弁をお願いします。

○K内閣総理大臣 環境革命といいますか、環境保護を重視すると経済発展の阻害になるんじゃないかという考えはもう捨てなきゃいかぬ。そういうことで、私は、環境保護と経済発展を両立させる努力が必要だ、そのかぎを握るのは科学技術だということで、鋭意政府としても率先して努力しております。

例を挙げれば、就任する前は、低公害車は高く買えないと。環境省も低公害車を使っている率が1割程度、何でそんなに少ないのかということで聞いたならば、これは普通の車に比べて高いから予算がありませんと言うから、それでは、3年間で、政府、役所の使う車は低公害車以外は買いませんと宣言して、ちょうど3年目、実現したわけです。そうしたら、民間の自動車会社も、ああ、低公害車しか買ってくれないのかということで設備投資を始めて、安くなって、今民間の方々も、新規の自動車の場合は6割がもう低公害車になっています。

だから、このように、私は、高いから使わないんじゃなくて、環境に適するもの、環境保護に適するものは、政府が率先して購入するなり、努力していかなきゃならぬ。役所は、太陽光発電、太陽光を全部使うように今指示しています。そういう点をもちまして、できるだけ環境保護に適するような、そういう努力を政府も率先してやっていきたいと思いません。

RCC (*) : 整理回収機構

エクソン・フロリオ条項 (**) : 外国人(政府・法人を含む)による取得・合併・買収を適当な期間停止、又は禁止することができる法律。

RPS法 (***) : 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法。